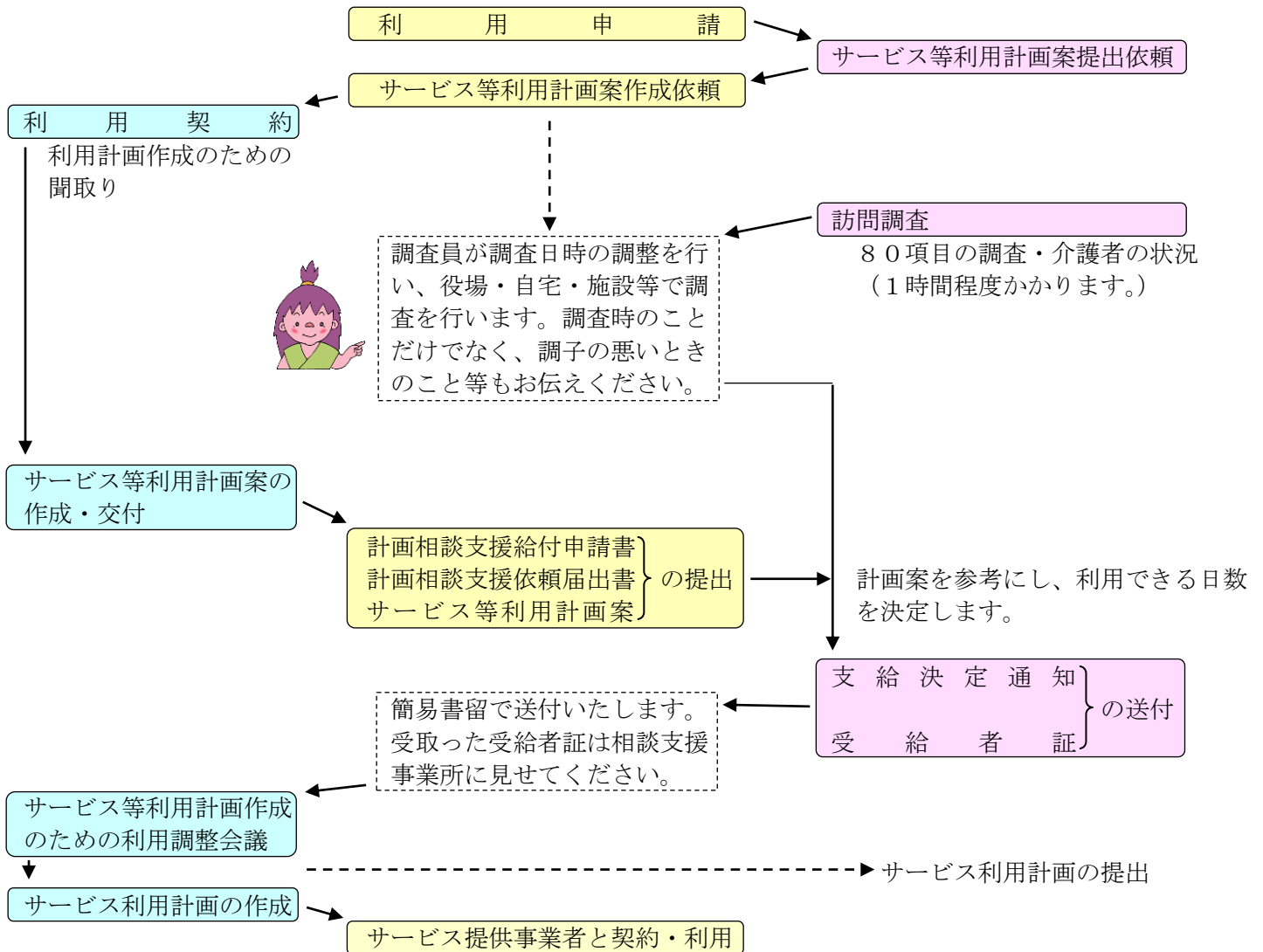


申請からサービスが利用できるまで（18歳以上：区分認定が必要でない方）
 （自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のみ利用希望の方）

相談支援事業所

申請者

町役場



※ 相談支援事業所が作成するサービス利用計画案、サービス利用計画は別添の様式で作成されます。そのため、事業所でご本人の状況、ご家族の状況等の聞取りがありますので、自己紹介ファイル「かけはし」を作成されている方は、事業所に持参してください。

「かけはし」につきましては、播磨町地域自立支援協議会（電話：079-437-3456）にお問合せください。

※ 今後は3年に1回の頻度で、障害認定調査を行います。